

ボツワナ共和国 18 歳未満の方の入出国に際してのお願い

在ボツワナ大使館の公表により、ボツワナに入出国するすべての 18 歳未満の方に、ボツワナ出国時に、次の書類の提示が義務化されておりますので以下の通りご案内させていただきます。

(1) 戸籍謄本・戸籍抄本・出生受理証明書のうちいずれかとその英訳（注）

（注）入国時には内容について審査官から質問されますので、英訳を用意することをお勧めします。

(2) 同行していない親が旅行への同意を示す「英文宣誓供述書」

ア) 片親と同伴の場合

同伴しない片親が「英文宣誓供述書」を作成し、最寄りの公証役場・ボツワナ大使館・ボツワナ警察署等で証明印及び署名を貰う。

※出生証明書に父親欄の記載がなければ本供述書は不要です。

イ) 両親が同伴せず第 3 者が同伴する場合、もしくは未成年者単独の場合

同伴しない両親がそれぞれ「英文宣誓供述書」を作成し、最寄りの公証役場・ボツワナ大使館・ボツワナ警察署等で証明印及び署名を貰う。

上記（1）（2）のサンプルの送付をご希望の場合、弊社宛にご連絡くださいますようお願いいたします。

尚、本情報は予告無く変更となる場合がございますので予めご了承いただきたくお願い申し上げます。
最新の情報は在ボツワナ大使館ホームページ等でご確認ください。

2024 年 7 月現在
株式会社 阪急交通社